

## 質問回答

2019年12月19日

「ネパール国教育の質の向上支援プロジェクト（地方教育計画・学校改善計画強化）」（公示日：2019年12月11日／公示番号（契約管理番号）：19a00758）の企画競争説明書等に関する質問と回答は以下のとおりです。

番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 p.1、3-4 第1 企画競争の手続き 3 競争に付する事項 （4）契約履行期間（予定） および 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法 （1）評価対象業務従事者について 1）評価対象とする業務従事者の担当専門分野 2）評価対象とする業務従事者の予定人月数	4 ページには、「評価対象とする業務従事者の予定人月数 約45MM（第1期：約20MM / 第2期：約25MM）」と書いてありますが、1ページの第1-3-(4) 契約履行期間（予定）に「なお、上記の契約履行期間の分類案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分類案を提示することを認めます」となっています。 契約履行期間の第1期と第2期の分類変更を提案する場合は、予定人月数の変更も提案に含めても良いでしょうか。	全体の予定人月数（約45MM）を超えない範囲内であれば、各期の予定人月数の変更をご提案いただいても結構です。
2	企画競争説明書 p.17 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 （2）プロジェクトの実施体制について	「本業務実施契約の受注者は、成果3に関する業務を行うが、成果1及び成果2の活動との連携が必須であるため、プロジェクト内での十分な情報共有および調整が必要となる。」とありますが、本提案内容を検討するにあたり、成果1及び成果2に関する資料(特に改訂版現職教員研修モジュール)をご開示いただけないでしょうか。	現職教員研修モジュールの改訂作業は開始されておらず、現在、研修モジュールの開発スケジュールの見直しが行われています。 現時点では、2019年12月下旬に研修モジュールの改訂作業開始、2020年2月下旬に改訂作業終了の見込みとなっています。

番号	当該頁項目	質問	回答
3	企画競争説明書 p.18 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (3) SSDP および次期 SSDP との整合性	この項の最初の段落の「SSDP 及び次期 SSDP の予算で実施されることが想定されている」ものに以下が含まれています。 -成果1の教材印刷・全国配布、 -成果2の全国での現職教員研修、 -及び成果3の校長研修 ①この中に MEP 研修は含まれていませんが、なぜでしょうか。 また、 ②ここでいう「校長研修」は既存の校長研修のことでしょうか。 ③MEP ガイドラインと改訂版 SIP 作成ガイドブックの印刷・配布は含まれていませんが、なぜでしょうか？	① MEP 研修のうち、パイロット 4 州の ETC にて行う TOT の経費およびパイロット 4 州での MEP 研修の経費については、標記案件の業務実施契約に含めますので(これら経費は SSDP 予算には計上されていません)、必要経費を見積書に計上してください。 ② 既存の校長研修となります。 ③ MEP ガイドラインおよび改訂版 SIP 作成ガイドブックの印刷・配布は、次期 SSDP での実施を想定しています。
4	企画競争説明書 p.21 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (4) 良質な MEP を LG が作成するための活動 (活動 3-1～3-9) ②MEP 研修	パイロット州はご提示いただいておりますが、パイロット郡についてご教示いただけますでしょうか。研修の見積作成において必要です。	p.21(4)②に記載の通り、パイロット郡は業務実施契約開始(2020年2月下旬)までに決定される予定です。研修の見積作成においては、各パイロット州の州都の近隣郡と想定して、必要経費を計上してください。

番号	当該頁項目	質問	回答
5	企画競争説明書 p.21 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (4) 良質な MEP を LG が作成するための活動 (活動 3-1～3-9) ③MEP ガイドラインの改訂支援	「パイロット4州(4郡)での MEP 研修をモニタリングし」と書いてありますが、パイロット4州での MEP 研修はコンサルタント委託契約の一環で本業務予算の投入も含めて直接携わる業務だと解釈すれば、「モニタリングし」というのは整合しないのですが、この点をご説明ください。	コンサルタントは、パイロット 4 州(4 郡)での MEP 研修の実施に直接携わり、MEP ガイドラインの内容に関する受講者の理解度等を確認します。その結果を踏まえて、コンサルタントは MEP ガイドラインの改訂を支援します。
6	企画競争説明書 p.21-22 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (5) 校長が教員に教育的支援を行うための能力強化の活動 (活動 3-10～3-17) ① 校長向け能力強化研修	校長研修の内容には、成果2の校内研修ハンドブックの活用を含む・・・と書いてあります。校長研修のパイロットは、校内研修ハンドブックが作成されたあとになると理解していますが、そのハンドブックができる時期はいつ頃を想定していますか。また、校長研修のパイロットを行う 4 州(郡)は、成果 1 & 2 のパイロット州(郡)と同じですか？それはどの州(郡)ですか？	校内研修ハンドブックの作成は、現職教員研修モジュールの改訂と同時並行で行うため、2020 年 2 月下旬の完成を予定しています。 また、校長研修のパイロットを行う 4 州(郡)は成果 2 のパイロット州(郡)と同じですが、前述の通り、パイロット郡は業務実施契約開始(2020 年 2 月下旬)までに決定される予定です。
7		「4 州の ETC にて校長向け能力強化研修を行う際は・・・技術的に支援する」と書いてあります。このパイロット研修に係る費用は本業務予算からは支出しない、という理解でよろしいでしょうか。	パイロット 4 州の ETC で行う校長向け能力強化研修の実施経費は標記案件の業務実施契約に含まれます。

番号	当該頁項目	質問	回答
8	企画競争説明書 p.21-22 第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 (6) 算数教育の重要性に関する啓発活動(活動3-18および3-19) ②小学校での算数教育の重要性に関する啓発活動	「パイロット4州の小学校での試行導入を想定している」のパイロット4州は成果1&2の州ですか、MEP研修のパイロット州ですか？	小学校での算数教育の重要性に関する啓発活動のパイロット4州は、MEP研修のパイロット4州と同じです。
9	企画競争説明書 p.27 第4 業務実施上の条件 7. 参考資料等 (2) 配布資料 ②ネパール国教育の質の向上支援プロジェクトR/D	配布資料のRD(2018年11月)の内容と企画競争説明書のプロジェクト概要の内容は同じではありません。ご説明ください。	2019年8月の合同調整委員会(JCC)にて、PDMおよびPOを更新しているため、企画競争説明書には更新後のプロジェクト概要を記載しています。今回企画競争説明書を受領された各社に、更新後のPDM第1版およびPO第1版を追加資料として配布します。

以上

※次ページ以降に、企画競争説明書案の訂正箇所についての説明を掲載しておりますので、ご確認ください。

※企画競争説明書について、以下のとおり訂正します。

1. p.18「5. 実施方針及び留意事項 (3) SSDP および次期 SSDP との整合性」

(変更前)

本プロジェクトは、SSDP(2016年～2021年)の一環として実施しており、成果1の教材印刷・全国配布、成果2の全国での現職教員研修、および成果3の校長研修については、SSDP および次期 SSDP(2021年～2030年)の予算にて実施されることが想定されている。そのため、次期 SSDP の予算計画段階から、MOEST/CEHRD と予算調整を行う必要があり、この点に留意した業務計画を立てること。

また、次期 SSDP において、本プロジェクトで支援する MEP 研修や校長研修が明確に次期 SSDP に位置付けられるよう、次期 SSDP の計画策定過程での MOEST/CEHRD に対する提案を教育アドバイザーおよびチーフアドバイザーと協力し積極的に行うこと。

(変更後)

本プロジェクトは、SSDP(2016年～2021年)の一環として実施しており、以下については SSDP および次期 SSDP(2021年～2030年)の予算にて実施されることが想定されている。

・成果1の教材印刷・全国配布

・成果2の全国での現職教員研修

・成果3の全国での MEP 研修および MEP ガイドラインの印刷・配布

・成果3の全国での校長研修(下記「6. (5)①の「パイロット4州の ETC での校長向け能力強化研修」の後に実施)および改訂版 SIP 作成ガイドブックの印刷・配布

そのため、次期 SSDP の予算計画段階から、MOEST/CEHRD と予算調整を行う必要があり、この点に留意した業務計画を立てること。

また、次期 SSDP において、本プロジェクトで支援する MEP 研修や校長研修が明確に次期 SSDP に位置付けられるよう、次期 SSDP の計画策定過程での MOEST/CEHRD に対する提案を教育アドバイザーおよびチーフアドバイザーと協力し積極的に行うこと。

2. p.21「6. 業務の内容 (4) 良質な MEP を LG が作成するための活動 (活動 3-1～3-9) ②MEP 研修」

(変更前)

パイロット4州の ETC にて MEP ガイドラインを試行するため、TOT を行う。対象者は、PMOSD4名、PEDD4名、ETC4名(4州から各1名)、MOEST2名、CEHRD5名、CDC2名を想定し、期間は3日間を想定している。その後、パイロット4州内の各1郡の LG の教育行政官(1郡内に

約 10 の LG があるため、合計約 40LG を想定。パイロット郡は業務実施契約開始までに決定される予定) および CEHRD の下部機関である教育開発コーディネーションユニット (Education Development Coordination Unit: EDCU) 担当官 (4 州から各 1 名) に対して MEP 研修 (3 日間を想定) を行う。なお、MEP ガイドラインの開発においては、UNICEF、アジア開発銀行 (ADB)、欧州連合 (EU)、世界銀行など開発パートナーとも協調しながら進める。

(変更後)

パイロット 4 州の ETC にて MEP ガイドラインを試行するため、TOT を行う。対象者は、PMOSD4 名、PEDD4 名、ETC4 名 (4 州から各 1 名)、MOEST2 名、CEHRD5 名、CDC2 名を想定し、期間は 3 日間を想定している。その後、パイロット 4 州内の各 1 郡の LG の教育行政官 (1 郡内に約 10 の LG があるため、合計約 40LG を想定。パイロット郡は業務実施契約開始までに決定される予定) および CEHRD の下部機関である教育開発コーディネーションユニット (Education Development Coordination Unit: EDCU) 担当官 (4 州から各 1 名) に対して MEP 研修 (3 日間を想定) を行う。パイロット 4 州の ETC にて行う TOT の経費およびパイロット 4 州での MEP 研修の経費については、見積書に計上すること。なお、MEP ガイドラインの開発においては、UNICEF、アジア開発銀行 (ADB)、欧州連合 (EU)、世界銀行など開発パートナーとも協調しながら進める。

### 3. p.21 「6. 業務の内容 (4) 良質な MEP を LG が作成するための活動 (活動 3-1~3-9) ③MEP ガイドラインの改訂支援」

(変更前)

パイロット 4 州 (4 郡) での MEP 研修の状況をモニタリングし、研修成果 (受講者の理解度等) を踏まえ、MEP ガイドラインを改訂する。改訂後の MEP ガイドラインを活用し、次期 SSDP の活動の一環として全国 7 か所の ETC にて TOT および LG の教育行政官向け MEP 研修 (3 日間を想定) が実施されるため、全国での研修実施に際しては、CEHRD に対して技術支援を行う。

なお、活動の効率性、成果発現・定着等の観点から、より有効な活動内容や研修体制・方法が考えられる場合には、プロポーザルにて提案すること。

(変更後)

パイロット 4 州 (4 郡) での MEP 研修の状況をモニタリングし、研修成果 (受講者の理解度等) を踏まえ、MEP ガイドラインを改訂する。改訂後の MEP ガイドラインを活用し、次期 SSDP の活動の一環として全国 7 か所の ETC にて TOT および LG の教育行政官向け MEP 研修 (3 日間を想定) が実施されるため、全国での研修実施に際しては、CEHRD に対して技術支援を行う (全国での MEP 研修実施経費は次期 SSDP にて確保される予定)。

なお、活動の効率性、成果発現・定着等の観点から、より有効な活動内容や研修体制・方法が考えられる場合には、プロポーザルにて提

案すること。

#### 4. p.21-22「6. 業務の内容 (5) 校長が教員に教育的支援を行うための能力強化の活動(活動3-10~3-17)

##### ①校長向け能力強化研修」

###### (変更前)

既存の校長向け能力強化研修に、算数の学力向上を達成するための研修内容を組み込むことを想定している。校長向け能力強化研修の内容には、成果2の校内研修ハンドブックの活用も含むことを想定しているため、長期専門家と十分に協議しながら進める。校長向け能力強化研修は、研修モジュールの試行導入を目的としたパイロット実施および全国実施の2段階での実施を予定している。パイロット4州のETCでの校長向け能力強化研修については、パイロット4郡のLGが管轄する初等教育課程を含む公立学校より3名の校長(1郡内に約10のLGがあるため、1回あたり30名程度。4か所のETCで行うため、合計120名程度)を対象に3日間の研修を行うことを想定している。パイロット実施および全国実施の方針と具体的手法については、プロポーザルにて提案すること。

なお、パイロット4州のETCにて校長向け能力強化研修を行う際は、パイロット4州のETCが実施主体となり、本業務実施契約の業務従事者はその実施を技術的に支援する。他方、全国の州トレーナーへのTOTはGEHRD研修課が実施主体となり、また全国での校長向け能力強化研修は全7州のETCが実施主体であるため、本業務実施契約の業務従事者はGEHRDおよび全7州のETCを技術的に支援する。

###### (変更後)

既存の校長向け能力強化研修に、算数の学力向上を達成するための研修内容を組み込むことを想定している。校長向け能力強化研修の内容には、成果2の校内研修ハンドブックの活用も含むことを想定しているため、長期専門家と十分に協議しながら進める。校長向け能力強化研修は、研修モジュールの試行導入を目的としたパイロット実施および全国実施の2段階での実施を予定している。パイロット4州のETCでの校長向け能力強化研修については、パイロット4郡のLGが管轄する初等教育課程を含む公立学校より3名の校長(1郡内に約10のLGがあるため、1回あたり30名程度。4か所のETCで行うため、合計120名程度)を対象に3日間の研修を行うことを想定している。**全国での校長研修はSSDP予算および次期SSDP予算にて実施されるが、パイロット4郡での校長研修の実施経費は見積書に計上すること。また、**パイロット実施および全国実施の方針と具体的手法については、プロポーザルにて提案すること。

なお、パイロット4州のETCにて校長向け能力強化研修を行う際は、パイロット4州のETCが実施主体となり、本業務実施契約の業務従事者はその実施を技術的に支援する。他方、全国の州トレーナーへのTOTはGEHRD研修課が実施主体となり、また全国での校長向け能力強化研修は全7州のETCが実施主体であるため、本業務実施契約の業務従事者はGEHRDおよび全7州のETCを技術的に支援する。

以上